

福岡県災害対策本部及び地方本部の設置について

福岡県に大きな災害が発生するおそれがあることから、災害対策基本法第23条の規定に基づき、下記のとおり28日6時00分に災害対策本部及び地方本部(第1配備)を設置しましたので、お知らせします。

記

福岡県災害対策本部	: 本庁
福岡県災害対策福岡地方本部	: 福岡農林事務所
福岡県災害対策北九州地方本部	: 八幡農林事務所
福岡県災害対策京築地方本部	: 行橋農林事務所
福岡県災害対策筑豊地方本部	: 飯塚農林事務所
福岡県災害対策両筑地方本部	: 朝倉農林事務所
福岡県災害対策筑後地方本部	: 筑後農林事務所

※ 県では、平成29年7月九州北部豪雨に対応するため、「平成29年7月九州北部豪雨災害警戒本部・災害警戒両筑地方本部」を別途設置中。